

統一地方選挙とは

今年、4年に一度の統一地方選挙の年です。地方団体の議会の議員と長の任期満了による選挙は任期満了の日前30日以内に行うのが原則ですが、今年、全国の地方団体の議会の議員と長の約4割が3月から5月の間に任期が満了します。

これらの地方選挙については、個々バラバラに行くよりは統一して行った方が、住民の選挙に対する関心が高まり、自治意識の向上にもつながるとともに、選挙の管理執行についても円滑な運営が期待できます。そこで、これらの選挙については、特例法により、選挙の期日を統一して行おうというものです。

今回の選挙は、昭和22年に統一地方選挙が行われて以来、9回目にあたります。

任期満了に伴う新潟県議会議員一般選挙及び月潟村議会議員選挙が次のとおり行なわれます。

- ①選挙期日
昭和54年4月8日（日曜日）
- ②告示日
昭和54年3月27日
- ③名簿登録基準日
昭和54年3月12日
- ④選挙人名簿に登録され選挙権を有する者
昭和54年4月9日以前に生まれた者で、昭和53年12月12日以前に住民票が作成されたもの
- ⑤選挙人名簿に登録され選挙権を有する者
昭和54年4月15日
- ⑥告示日
昭和54年4月11日
- ⑦名簿登録基準日
昭和54年4月11日
- ⑧選挙人名簿に登録され選挙権を有する者
昭和54年4月23日以前に生まれた者
- ⑨告示日
昭和54年4月11日
- ⑩選挙人名簿に登録され選挙権を有する者
昭和54年4月11日



統一地方選挙

県議選は4月8日
村議選は4月22日
投票

ら五時までの間ならいつでも発行いたしますので、選挙管理委員会へ申し出て下さい。
また昭和53年12月12日以降に転出された者は、転出先が新潟県内の場合は、転出先市町村からの住所証明書があれば、月潟村で投票することが出来ます。

二、月潟村議会議員選挙

- ①選挙期日
昭和54年4月22日（日曜日）
- ②告示日
昭和54年4月15日
- ③名簿登録基準日
昭和54年4月11日
- ④選挙人名簿に登録され選挙権を有する者
昭和54年4月23日以前に生まれた者
- ⑤告示日
昭和54年4月11日
- ⑥選挙人名簿に登録され選挙権を有する者
昭和54年4月11日

4月の心配ごと相談日

- 四月九日
- 四月十六日（年金相談日）
- 四月二十三日
- 会場 月寿荘
- 時間 一時三十分～四時まで

どんなことでもご相談に応じます。お気軽においでください。

昭和54年1月10日以前に転入届をしかつ引き続き住所を有する者
くわしいことは選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。
「この一票あなたが決める住みよい郷土」 自分自身の目と耳で確かめ、棄権をせず正しい投票をしましょう。



固定資産税台帳を縦覧します

昭和五十四年度分固定資産税の課税に当り、台帳の縦覧期間を次のとおり定めましたのでお気軽においで下さるよう御案内いたします。

- 一、縦覧期間 自 四月九日 至 四月二十八日（毎日午前八時三十分より午後五時まで）
- 二、縦覧場所 月潟村役場

おめでた

おめでとう

二月一日～二月二十八日受理

◎生れた人

中嶋 寛	保護者 哲	部落名 大別当
田辺佳菜湖	春 榮	月 潟
市嶋 佳幸	昇	月 潟
野内 麻耶	武 好	月 潟
長沼 剛史	勇 次	釣 寄

◎およろこび

阿部 則雄	世帯主 一	部落名 上曲通
伊藤 秀子	時 男	白根市

◎亡くなった人

小林 ヨシ	73	世帯主 平七	部落名 月 潟
谷 俊一郎	72	俊 一	月 潟

落としものコーナー

ここに掲載の落としものは、白根警察署に保管中です。

- ①二月二日▼がまぐち(四九四三円) 月潟村大字大別当
 - ②二月九日▼現金一八六、〇〇〇円 白根市大字能登
- 外に2月中に自転車二台の忘れものあり。

心あたりの方は、白根警察署へ電話、白根局七二一、二二一番